

令和7年度笠岡市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時：令和8年2月27日（金）

10：00～12：00

場所：笠岡市役所環境課庁舎2階会議室

1 開会

2 議事

議事事項1

第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画後期計画の進行管理について

(1) 笠岡市の廃棄物減量等推進施策

(2) 令和6年度笠岡市一般廃棄物処理実施計画の結果検証

議事事項2 その他

(1) 新ごみ焼却施設の試運転開始について

(2) 製品プラスチックの回収について

(3) リチウムイオン電池の分別収集について

(4) 会議結果のHP公開について

3 閉会

議事事項1 第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画後期計画の進行管理について

1 笠岡市の廃棄物減量等推進施策

(1) 第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画後期計画の目標（令和9年度）

※「後期計画冊子」39ページ，97ページを参照

①ごみ総排出量（1人1日平均排出量）を804.3g以下まで削減する

（令和3年度の899.3gに対して約10.6%削減）

②リサイクル率を18.8%まで向上する

（令和3年度の17.6%に対して1.2ポイント増）

③最終処分量（年間）を1,121t以下まで削減する

（令和3年度の1,195tに対して約6.2%削減）

④生活排水処理率を79.8%まで向上する

（令和3年度の75.0%に対して4.8%増）

(2) 一般廃棄物処理基本計画の進行管理指標

※「後期計画冊子」116ページを参照

①ごみ総排出量（1人1日平均排出量）

②リサイクル率

③最終処分量

④生活排水処理率

2 令和6年度笠岡市一般廃棄物処理実施計画の結果検証

令和6年度の実績

①ごみ総排出量（1人1日平均排出量）

	実 績		計 画
	令和3年度 (2021年度) (基準年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)
1人1日平均排出量	899.3g	799.4g	804.3g
比 較	100%	11.1%減	10.6%減

⇒計画目標を達成済み

②リサイクル率

	実 績		計 画
	令和3年度 (2021年度) (基準年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)
リサイクル率	17.6%	15.3%	18.8%
再資源化量	2,685t	1,966t	2,315t

⇒計画目標達成まであと3.5%の上昇が必要

注) リサイクル率=再資源化量÷ごみ総排出量×100

再資源化量=直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量

③最終処分量

	実 績		計 画
	令和3年度 (2021年度) (基準年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)
最終処分量	1,195t	985t	1,121t
比 較	100%	17.6%減	6.2%減

⇒計画目標を達成済み

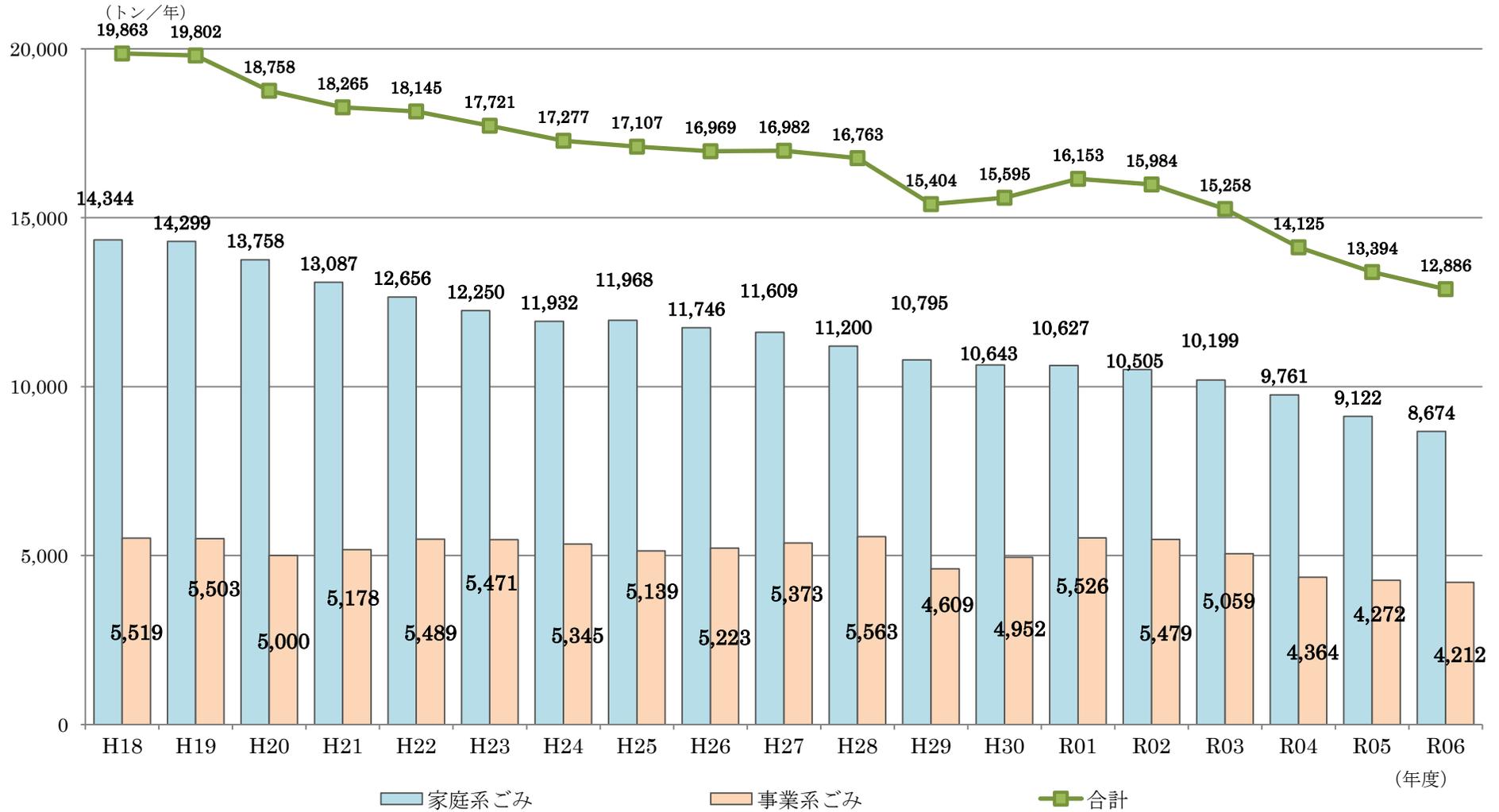
注)「最終処分量」は「ごみ総排出量」と「リサイクル率」が組み合わされた結果の値

④生活排水処理率

	実績		計画
	令和3年度 (2021年度) (基準年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)
生活排水処理率	75.0%	77.5%	79.8%
行政区域内人口	46,484人	44,165人	41,892人
非水洗化人口（計画収集人口）	9,634人	8,260人	6,679人
水洗化・生活雑排水処理人口	34,866人	34,247人	33,424人
公共下水道人口	24,542人	24,018人	23,134人
集落排水人口	148人	127人	136人
合併浄化槽人口	10,176人	10,102人	10,154人
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独浄化槽）	1,984人	1,658人	1,789人

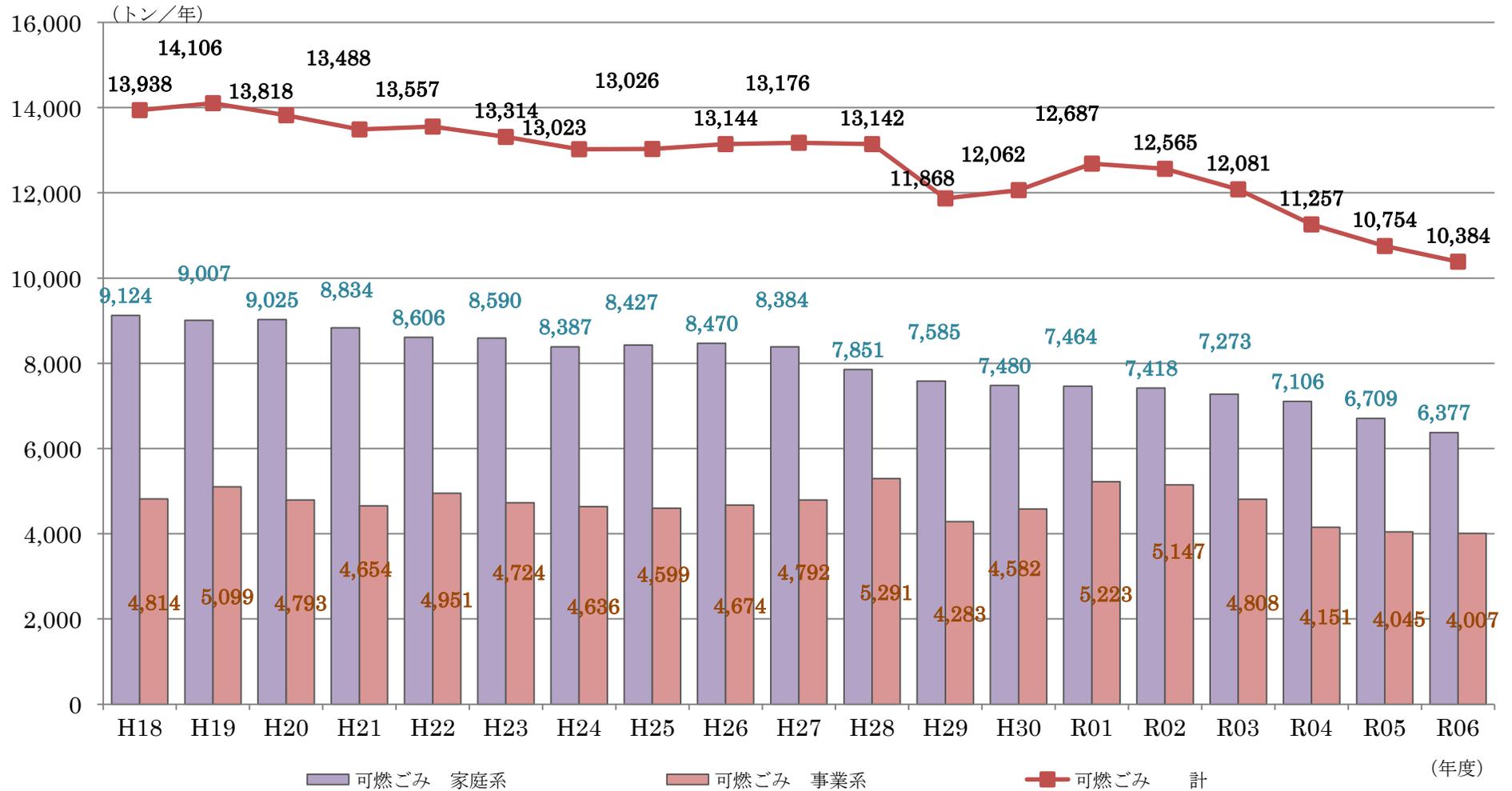
注) 生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 行政区域内人口

図表① ごみ総排出量の推移（家庭系ごみと事業系ごみの内訳）



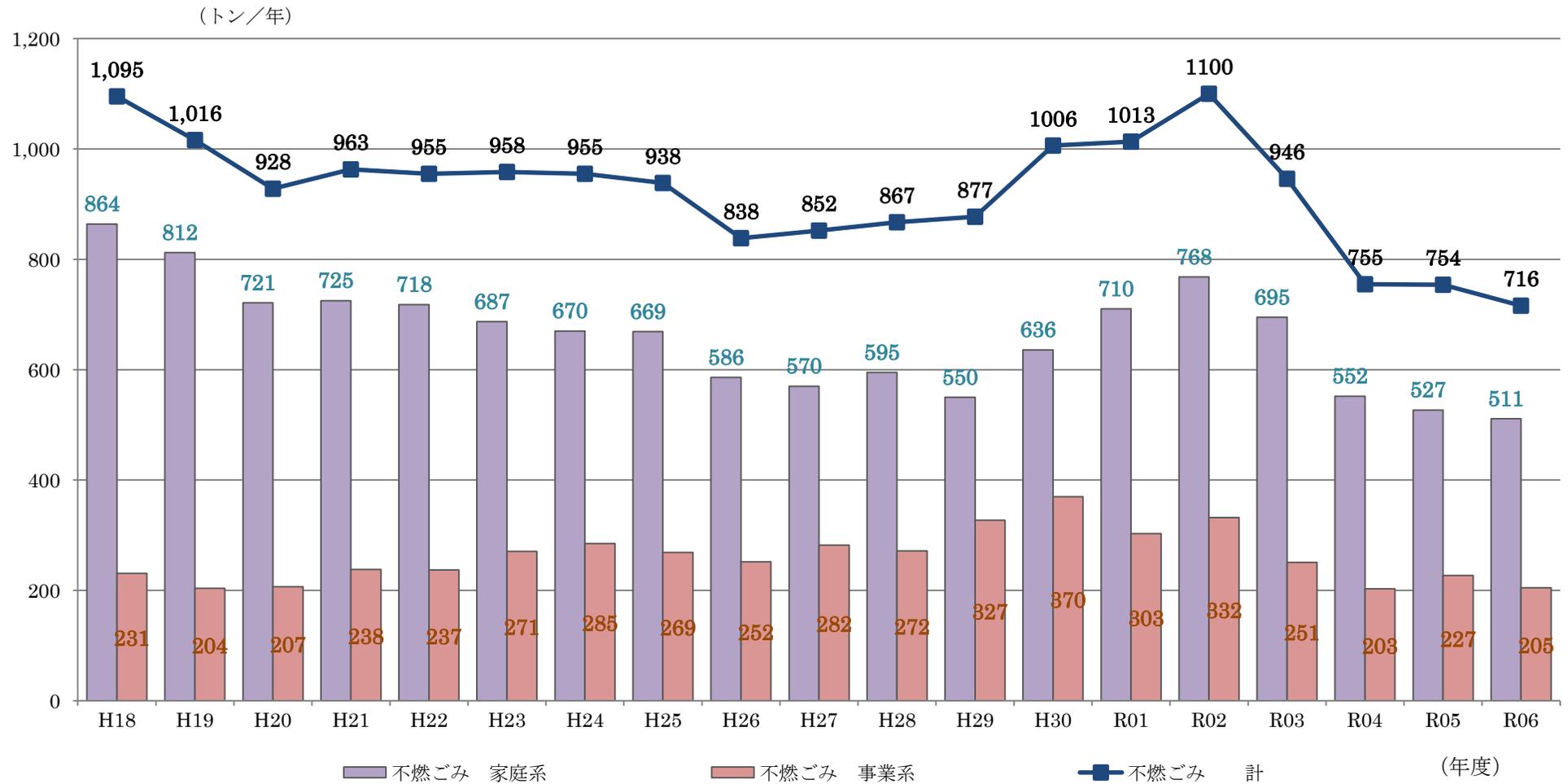
⇒令和6年度は前年度比で家庭系ごみ，事業系ごみ，総排出量のすべてが減少した。

図表② 可燃ごみ排出量の推移（家庭系ごみと事業系ごみの内訳）



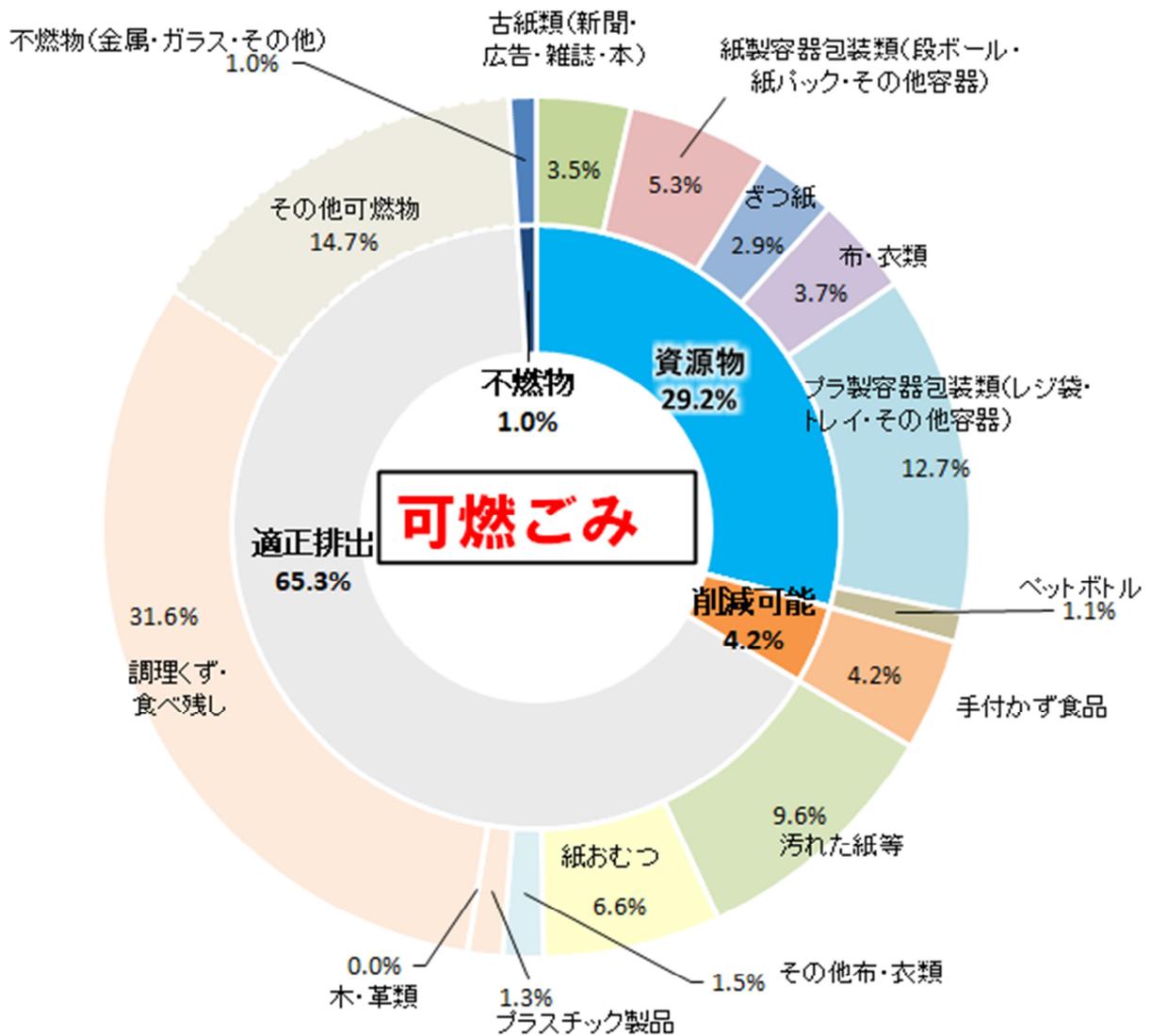
⇒令和6年度は前年度比で家庭系ごみ，事業系ごみ，総排出量のすべてが減少した。

図表③ 不燃ごみ排出量の推移（家庭系ごみと事業系ごみの内訳）



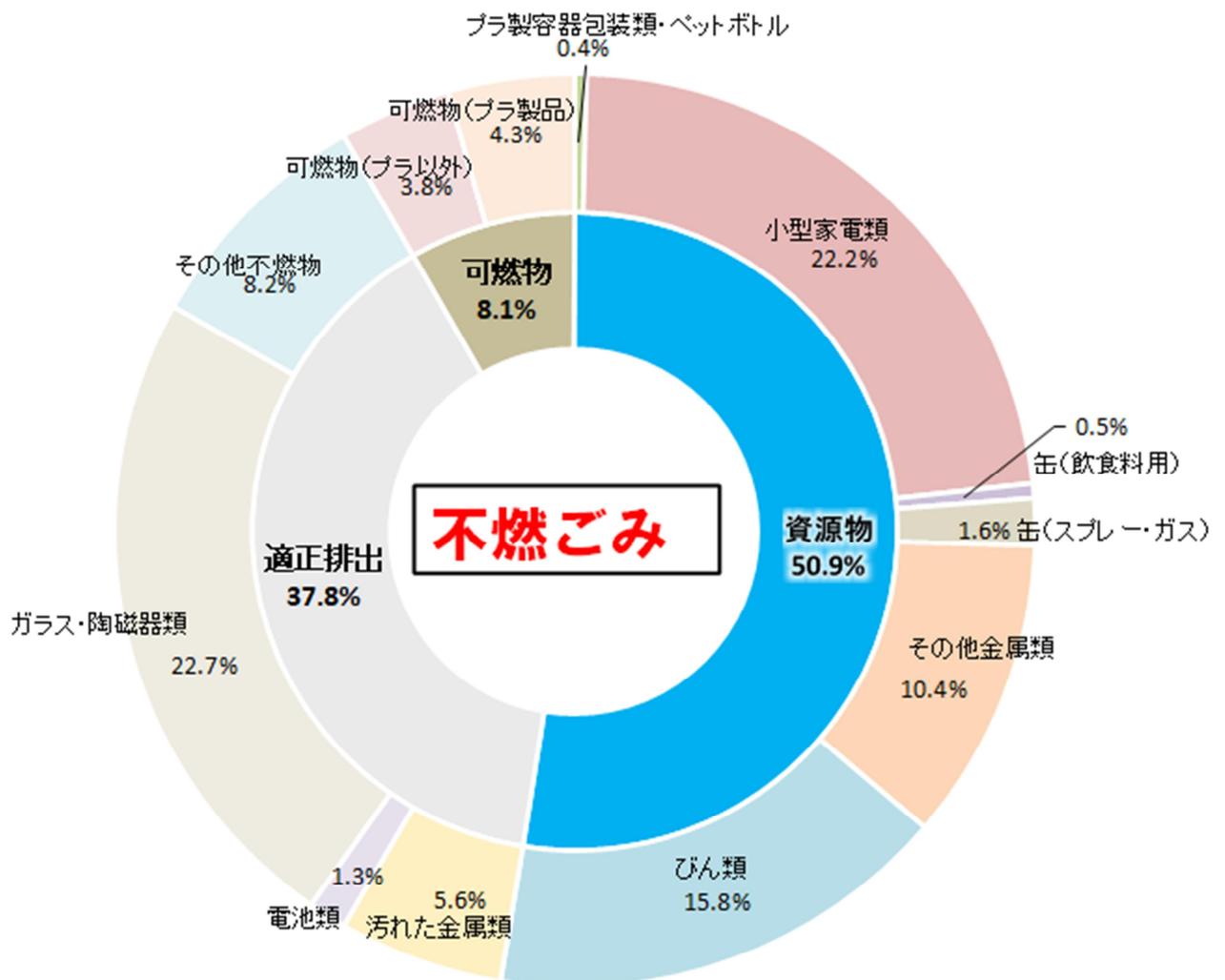
⇒令和6年度は前年度比で家庭系ごみ、事業系ごみ、総排出量のすべてが減少した。

図表④ 家庭系ごみ（可燃）の組成（令和7年11月ごみ組成調査結果）



⇒生ごみ（手付かず食品，調理くず・食べ残し）が35.8%と大半を占めているが，前年度と比較して割合が下がった。（昨年度58.9%）今後も，水切りの徹底や乾燥処理などの努力により，排出量の削減が可能であると推測される。

図表⑤ 家庭系ごみ（不燃）の組成（令和7年11月ごみ組成調査結果）



⇒資源物（びん類，金属類，小型家電等）が 50.9%と大半を占めており，分別の徹底により，排出量の削減が可能であると推測される。（昨年度 46.7%）

図表⑥ 家庭系可燃ごみ重量組成の経年変化（平成29年度～令和7年度）

	小分類	重量組成								
		平成29年度 (7月, 9月)	平成30年度 (9月)	令和元年度 (9月)	令和2年度 (9月)	令和3年度 (9月)	令和4年度 (9月)	令和5年度 (11月)	令和6年度 (11月)	令和7年度 (11月)
資源物	古紙類(新聞・広告・雑誌・本)	1.0%	2.4%	4.8%	3.4%	5.8%	2.5%	1.9%	1.0%	3.5%
	紙製容器包装類(段ボール・紙パック・その他容器)	6.0%	3.6%	4.9%	2.9%	5.4%	2.1%	2.9%	2.7%	5.3%
	ざつ紙	3.8%	3.0%	3.9%	4.6%	5.7%	0.4%	2.3%	3.0%	2.9%
	布・衣類	1.4%	0.3%	1.1%	2.5%	4.8%	0.2%	5.0%	1.7%	3.7%
	プラ製容器包装類(レジ袋・トレイ・その他容器)	12.0%	10.6%	15.0%	8.3%	10.4%	9.3%	6.0%	10.9%	12.7%
	ペットボトル	0.6%	0.4%	0.4%	0.2%	0.3%	0.6%	0.3%	0.3%	1.1%
	小計	24.8%	20.3%	30.1%	21.9%	32.4%	15.1%	18.4%	19.6%	29.2%
削減可能	手付かず食品	10.8%	3.4%	9.2%	4.6%	6.2%	12.3%	3.8%	7.6%	4.2%
	小計	10.8%	3.4%	9.2%	4.6%	6.2%	12.3%	3.8%	7.6%	4.2%
適正排出	汚れた紙等	7.6%	17.9%	8.4%	5.7%	6.0%	11.9%	3.5%	8.1%	9.6%
	紙おむつ	3.7%	2.9%	3.1%	5.9%	8.9%	3.5%	5.4%	5.5%	6.6%
	その他布・衣類	1.4%	4.0%	2.4%	0.3%	2.0%	4.1%	1.0%	0.7%	1.5%
	プラスチック製品	1.8%	3.1%	1.4%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	1.2%	1.3%
	木・革類	3.4%	6.2%	0.8%	0.3%	1.3%	2.1%	0.4%	0.4%	0.0%
	調理くず・食べ残し	39.5%	40.4%	29.9%	50.0%	37.1%	37.0%	43.6%	51.3%	31.6%
	その他可燃物	6.7%	0.8%	13.6%	9.8%	4.2%	13.6%	22.8%	5.2%	14.7%
	小計	64.1%	75.3%	59.6%	73.0%	60.2%	72.5%	77.3%	72.4%	65.3%
不燃物	不燃物(金属・ガラス・その他)	0.3%	1.1%	1.1%	0.6%	1.4%	0.1%	0.5%	0.3%	1.0%
	小計	0.3%	1.1%	1.1%	0.6%	1.4%	0.1%	0.5%	0.3%	1.0%
合計		100.0%	100.1%	100.0%	100.1%	100.2%	100.0%	100.0%	100%	99.7%

図表⑦ 家庭系不燃ごみ重量組成の経年変化（平成29年度～令和7年度）

	小分類	重量組成								
		平成29年度 (7月, 9月)	平成30年度 (9月)	令和元年度 (9月)	令和2年度 (9月)	令和3年度 (9月)	令和4年度 (9月)	令和5年度 (11月)	令和6年度 (11月)	令和7年度 (11月)
資源物	プラ製容器包装類・ペットボトル	3.4%	1.1%	1.0%	0.6%	0.9%	0.0%	1.7%	0.2%	0.40%
	小型家電類	14.8%	15.6%	20.6%	17.2%	11.0%	10.0%	24.3%	13.7%	22.20%
	缶(飲料用)	4.3%	1.2%	3.1%	0.9%	1.7%	1.7%	0.5%	1.5%	0.50%
	缶(スプレー・ガス)	1.8%	2.4%	1.2%	1.2%	2.9%	2.1%	1.4%	1.7%	1.60%
	その他金属類	14.1%	18.7%	10.2%	23.1%	13.8%	8.8%	13.0%	15.4%	10.40%
	びん類	13.0%	27.7%	16.8%	10.0%	14.4%	9.3%	9.1%	13.9%	15.80%
	小計	51.4%	66.7%	52.9%	53.0%	44.7%	31.9%	50.0%	46.4%	50.9%
適正排出	汚れた金属類	1.9%	0.7%	0.4%	0.1%	2.3%	16.8%	3.2%	3.7%	5.60%
	電池類	2.6%	2.3%	3.6%	2.5%	3.6%	3.6%	1.5%	2.6%	1.30%
	ガラス・陶磁器類	21.5%	12.1%	14.9%	16.7%	21.4%	12.2%	13.6%	15.8%	22.70%
	その他不燃物	2.6%	8.1%	20.3%	17.4%	18.8%	28.4%	22.3%	11.9%	8.20%
	小計	28.6%	23.2%	39.2%	36.7%	46.1%	61.0%	40.6%	34.0%	37.8%
可燃物	可燃物(プラ以外)	6.2%	3.2%	2.1%	4.6%	4.3%	4.0%	4.8%	9.8%	3.80%
	可燃物(プラ製品)	13.8%	6.8%	5.6%	5.5%	4.5%	3.1%	3.8%	4.2%	4.30%
	小計	20.0%	10.0%	7.7%	10.1%	8.8%	7.1%	8.6%	14.0%	8.1%
処理困難物	処理困難物	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%	0.4%	0.0%	0.7%	5.7%	3.20%
	小計	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%	0.4%	0.0%	0.7%	5.7%	3.2%
合計		100.0%	100.1%	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	100.1%	100.00%

議事事項2 その他

(1) 新ごみ焼却施設の試運転開始について

- ・井笠広域里庄清掃工場が令和7年12月15日（月）より試運転を開始。
※供用開始：令和8年4月1日（水）
- ・事前に広報活動を行っており、現在も日に数件程度、環境課へ搬入の問い合わせがあるが、特に大きなトラブルはない。

(2) 製品プラスチックの回収について

- ・上記の試運転開始にあわせ、製品プラスチックの回収を開始。
こちらも現在のところ特に大きなトラブルはない。

(3) リチウムイオン電池の分別収集について

- ・上記の試運転開始にあわせ、リチウムイオン電池の分別収集を開始。
同じく現在のところ特に大きなトラブルはない。

(4) 会議結果のHP公開について

- ・昨年度の会議で意見のありましたHPでの会議結果公開について、会議内容に市民向けの正式な広報がまだ行われていない内容が含まれていたため、公開を見合わせていましたが、今回実施の会議から公開する。

○笠岡市廃棄物減量等推進審議会条例

平成12年9月14日

条例第58号

改正 平成12年12月12日条例第76号

平成16年3月12日条例第15号

平成17年5月20日条例第25号

平成22年3月12日条例第3号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の減量等に関する事項を審議するため、笠岡市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の推進に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したとき、その職を解かれるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させるため、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部において行う。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

附 則 (平成12年12月12日条例第76号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月12日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年5月20日条例第25号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月12日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。